

第6期生駒市障がい者福祉計画

令和3年3月
生駒市

ごあいさつ

本市では、平成30年度に「第5期生駒市障がい者福祉計画」を策定し、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう取組を進めてきました。



この間、国においては「第4次障害者基本計画」が策定され、社会のバリア（社会的障壁）の除去や障害者差別解消に向けた取組の推進等が内容に盛り込まれました。中でも社会全体における『心のバリアフリー』の取組については、情報保障やソフト的な環境整備等に係る関連法の制定・改正が行われてきました。

本市においても、このようなバリアフリー等の機運が醸成されていく中、少しでも早く共生社会の実現を進めることができるよう、令和2年4月に「生駒市手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」を施行しました。また、あいサポート運動の推進やヘルプカードの普及等の障がい者理解に向けた取組についても、誰もが同じ生活を送ることを『当たり前』と認識していただけるよう努めてきました。

平成31年3月に策定した「第6次生駒市総合計画」では、『自分らしく輝けるステージ・生駒』を将来都市像とし、その目標の1つに『安全で、安心して健康に暮らせるまち』を掲げています。この度、その目標に向けた取組を進めるため、「第6期生駒市障がい者福祉計画」を策定しました。障がい者が安心して楽しく暮らせるまちは、すべての市民が安心して楽しく暮らせるまちです。今後、令和5年度までの間、本計画に基づく各施策の実現に全力で取り組んでいきますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたっては、より多様なご意見等を聴かせていただくため、生駒市障がい者地域自立支援進協議会委員数の増員や新たなアンケート調査等を実施しました。当協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて貴重なご意見・ご提案を数多くお寄せいただいた市民の皆様や関係団体等の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

こむらさき まさし
生駒市長 小紫 雅史

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 障がい者支援に関する近年の国の動向等について	2
3 計画の位置付け	5
4 計画の対象	6
5 計画の期間	6
6 計画の策定体制	7
第2章 生駒市の現状.....	8
1 生駒市の障がい者の状況	8
第3章 計画の基本的な考え方.....	14
1 計画の基本理念	14
2 基本目標	15
3 施策の体系	17
第4章 施策の展開	18
1 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実	18
2 地域生活のための総合的な支援体制の充実.....	27
3 障がい者理解の促進と権利擁護の推進	43
4 障がい者の社会参加と就労支援の推進	49

第5章 第6期障害福祉計画	55
1 成果目標および実現に向けた取組	55
2 障害福祉サービスの見込量.....	58
3 地域生活支援事業の見込量.....	62
4 その他の事業の見込量	65
第6章 第2期障害児福祉計画	66
1 成果目標および実現に向けた取組	66
2 障害児福祉サービスの見込量.....	67
第7章 計画の推進	69
1 計画の推進	69
2 計画の進行管理	69
第8章 資料編	70
1 生駒市障がい者地域自立支援協議会 委員名簿	70
2 第6期生駒市障がい者福祉計画策定経緯	71
3 生駒市障がい者地域自立支援協議会開催要綱	73

※本計画では、国の法令や計画等の名称や用語を除き、障がいのある人を「障がい者」（障がい児等を含む。）と表記しています。



ユニバーサルデザイン（UD）
の考えに基づいた、見やすい
デザインの文字を採用してい
ます

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がい者の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がい者が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者も障がい者でない者も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービスおよび障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がい者の望む地域生活の支援の充実や支援ニーズの多様化に対して、きめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）並びに雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止および障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢福祉、こども・子育て支援等に関する各制度が充実する一方で、人口減少、家族・地域社会の変容等により、地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、さまざまな人や機関と協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉人材の確保や障がい者の社会参加を支える取組が盛り込まれる等、見直しがされています。

これらの状況を踏まえ、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和3年度を初年度とした第6期生駒市障がい者福祉計画を策定しました。

2 障がい者支援に関する近年の国の動向等について

(1) 国の基本計画

① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<基本的方向>

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

(2) 関連法等の動向

① 関連法の制定・改正

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正（平成29年）

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設する等、住宅セーフティネット機能を強化

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（令和2年）

- ・公共交通事業者等、施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進、市町村等による「心のバリアフリー」の推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大

ウ 学校教育法等の一部改正（平成30年）

- ・障がい等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる。

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がい者が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援等、障がい者が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する。

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等にあたっての留意点を定めた。

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国および地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障がい者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定等の新たな制度の創設が盛り込まれた。

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人および被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年）

- ・視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務等を明記するとともに、視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された。

② 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の主なポイント

ア 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念

- ・障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・障害児の健やかな育成のための発達支援
- ・障害者の社会参加を支える取組

イ 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

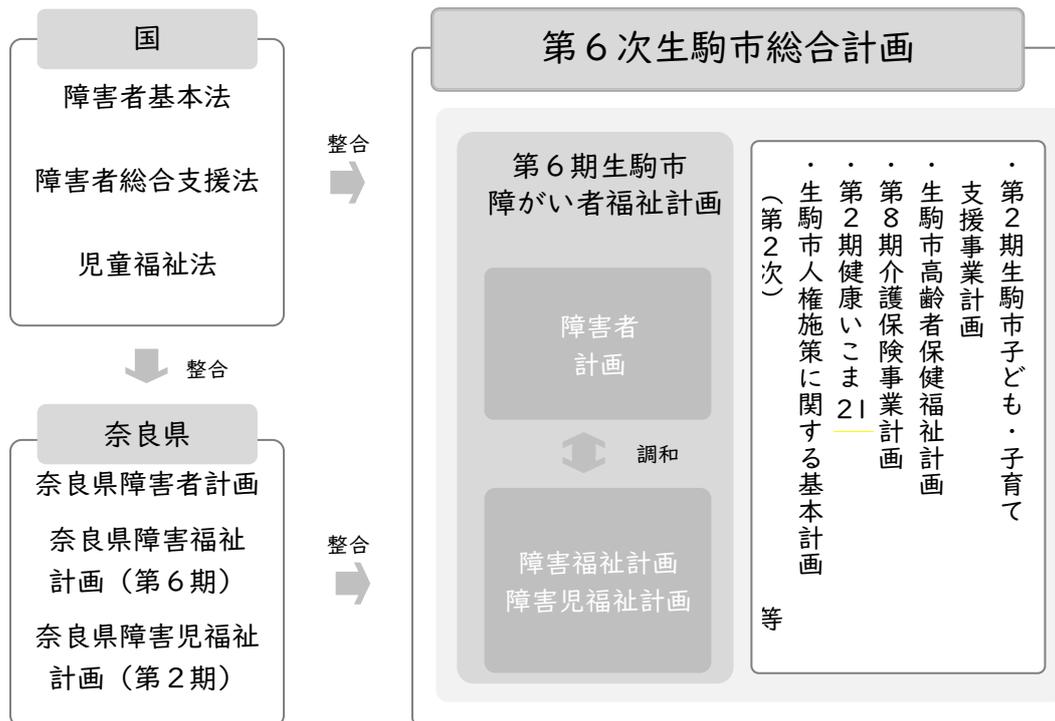
- ・全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ・グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

3 計画の位置付け

障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項に規定する「障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20第1項に規定する「障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定しています。

障害者計画は、障がい者施策を推進するための基本的な方向性や主な施策など、障害福祉計画および障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定めています。

策定にあたっては、奈良県障害者計画や生駒市総合計画における障がい者施策等との整合性を図りました。



4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい（心の病等の精神疾患を含む。）、難病等があるために日常生活または社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を計画の対象とします。

5 計画の期間

障がい者福祉計画は、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第5期生駒市障がい者福祉計画			第6期生駒市障がい者福祉計画		

6 計画の策定体制

(1) 生駒市障がい者地域自立支援協議会の開催

生駒市障がい者地域自立支援協議会においては、学識経験を有する者、指定相談支援事業所関係者、障害福祉サービス事業者の代表者、障がい関係団体の代表者、生駒市民生児童委員代表者、生駒市社会福祉協議会代表者を委員とし、計画内容について意見を聴取しました。

(2) アンケートの調査等の実施

障害者手帳をお持ちの方や発達に不安のあるお子さんの生活状況、障害福祉サービスの利用状況、課題や要望等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

また、市内の障害福祉サービス事業者や障がい関係団体の障がい福祉施策に対する意見や課題、要望等を把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

パブリックコメント制度とは、本市が策定する施策等の案をより良いものにするために、市民のみなさんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。本計画では、令和2年12月中旬～令和3年1月中旬にパブリックコメントを実施し、計画策定に反映させています。

I 生駒市の障がい者の状況

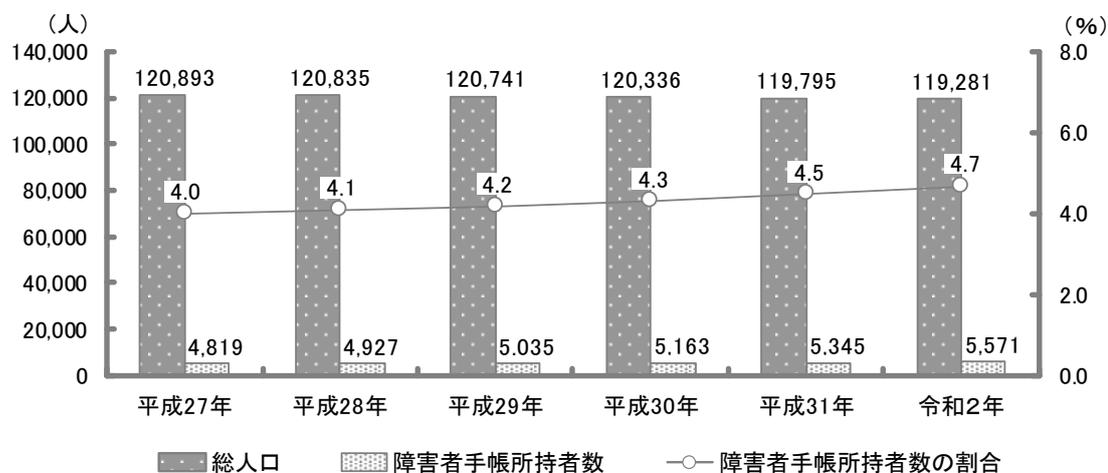
(1) 障がい者の状況

① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和2年4月1日現在、119,281人で、減少傾向にあります。

一方、障害者手帳所持者数は、5,571人で、増加傾向にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合も4.7%と増加傾向にあります。

人口、障害者手帳所持者数の推移



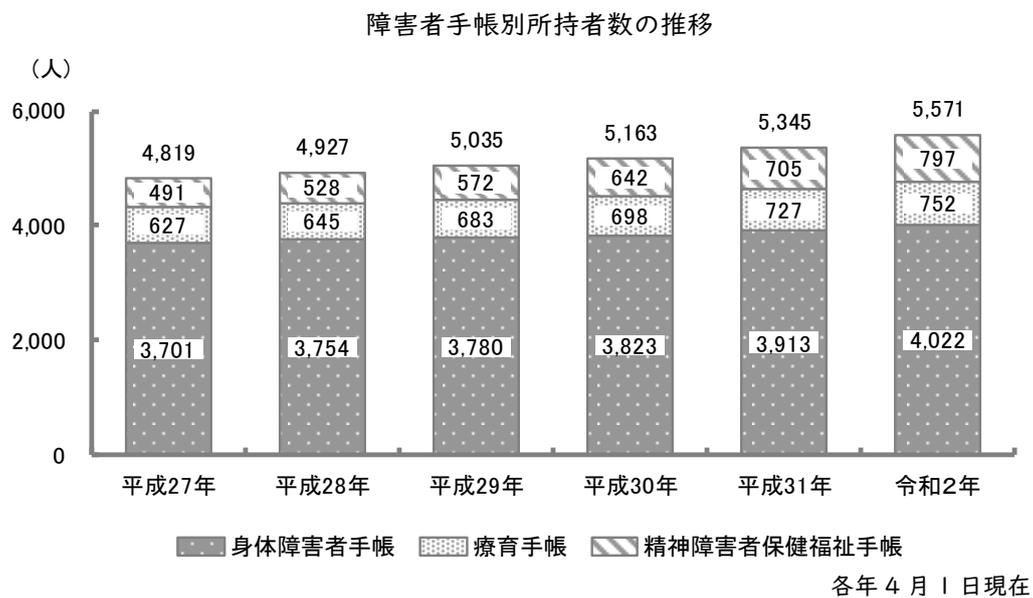
資料：人口は住民基本台帳、各年4月1日現在

② 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年4月1日現在、4,022人となっています。

また、療育手帳所持者数も増加傾向にあり、752人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向で797人となり、療育手帳所持者数を上回りました。

平成27年から令和2年にかけての手帳別の増加率は身体障害者手帳で8.7%、療育手帳で19.9%、精神障害者保健福祉手帳で62.3%となっています。



③ 等級別・部位別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年4月1日現在、1級の手帳所持者数が1,180人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が1,127人となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	1,016	1,046	1,095	1,119	1,134	1,180
2級	483	477	471	484	482	497
3級	685	696	679	685	702	702
4級	1,123	1,126	1,101	1,082	1,112	1,127
5級	219	229	242	255	271	278
6級	175	180	192	198	212	238
合計	3,701	3,754	3,780	3,823	3,913	4,022

各年4月1日現在

身体障害者手帳所持者数の障がいの部位別の推移をみると、肢体不自由が2,071人（51.5%）と最も多く、次いで内部障がい1,384人（34.4%）となっています。また、内部障がいの手帳所持者数は増加傾向にあり、肢体不自由の手帳所持者数は僅かながら減少傾向にあります。

障がいの部位別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視覚障がい	226	226	228	238	250	251
聴覚・平衡機能障がい	234	236	244	249	264	282
音声・言語・そしゃく機能障がい	37	37	32	30	30	34
肢体不自由	2,084	2,083	2,054	2,038	2,042	2,071
内部障がい	1,120	1,172	1,222	1,268	1,327	1,384
合計	3,701	3,754	3,780	3,823	3,913	4,022

各年4月1日現在

④ 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度（判定）別の推移をみると、令和2年4月1日現在、B2の手帳所持者数が216人で最も多く、次いでB1の手帳所持者数が171人となっています。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
A	106	100	85	80	62
A1	79	89	96	103	113
A2	109	127	140	154	166
B	37	33	30	29	24
B1	146	157	165	166	171
B2	168	177	182	195	216
合計	645	683	698	727	752

各年4月1日現在

⑤ 等級別精神保健福祉手帳所持者数の推移

精神保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年4月1日現在、2級の手帳所持者数が464人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が233人となっています。また、すべての等級で手帳所持者数は年々増加しています。

等級別精神保健福祉手帳所持者の推移

単位：人

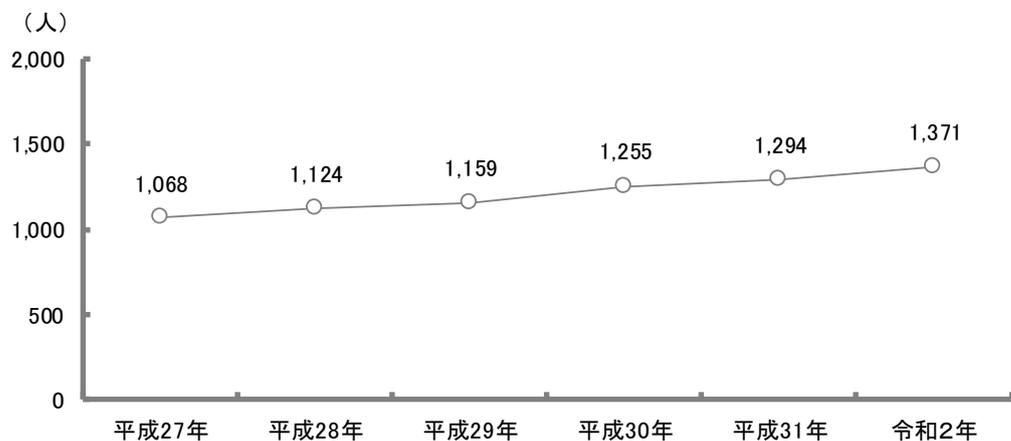
	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	66	74	82	90	100
2級	335	345	380	412	464
3級	127	153	180	203	233
合計	528	572	642	705	797

各年4月1日現在

⑥ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和2年4月1日、現在1,371人で、年々増加しています。

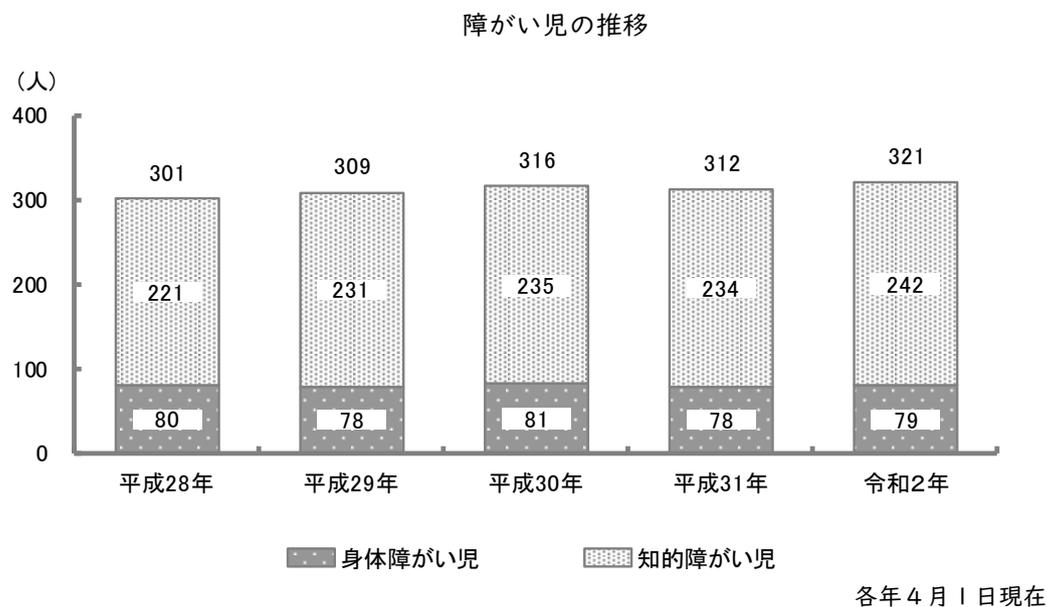
自立支援医療受給者（精神通院）の推移



各年4月1日現在

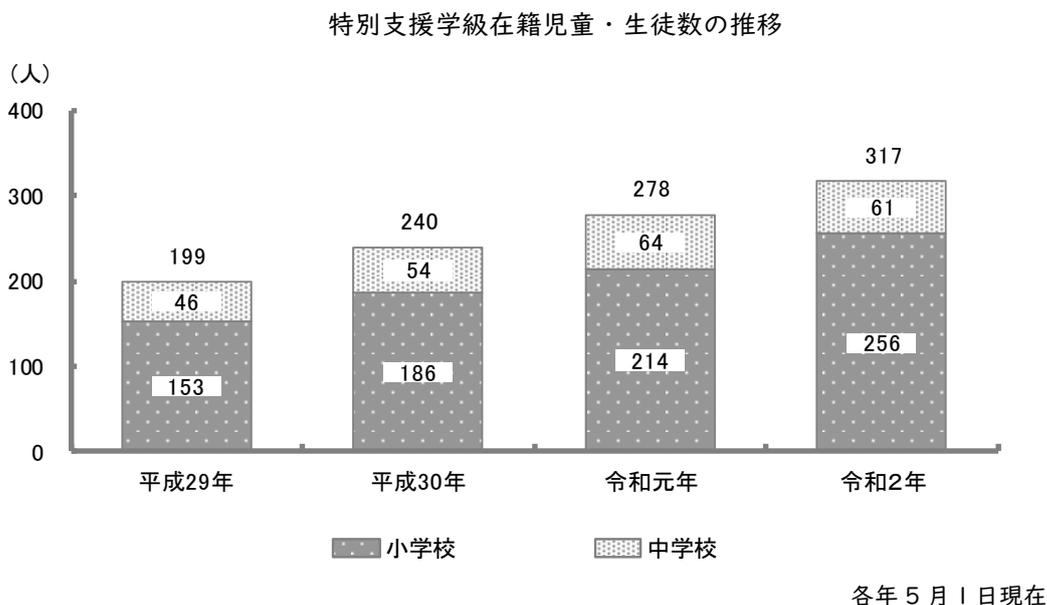
⑦ 障がい児の推移

障がい児の推移をみると、身体障がい児では、令和2年4月1日現在、79人で、横ばい状態にあります。知的障がい児では、242人で、ゆるやかに増加しています。



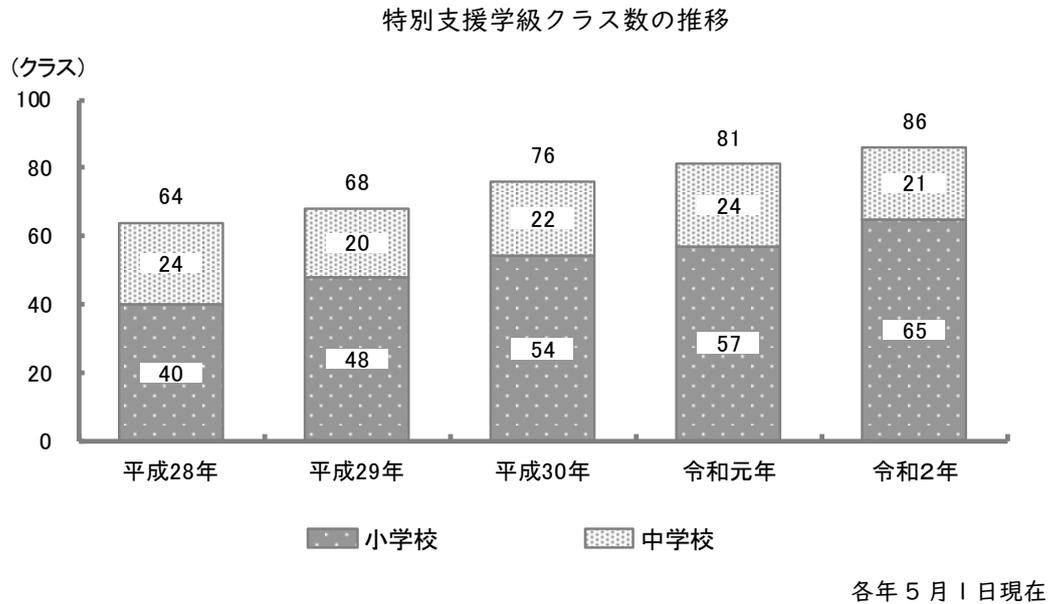
⑧ 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数は、令和2年5月1日現在、256人で、年々増加しています。中学校の生徒数は、令和2年5月1日現在、61人で、増加傾向にあります。



⑨ 特別支援学級クラス数の推移

特別支援学級クラス数の推移をみると、小学校は令和2年5月1日現在、65クラスで、年々増加しています。また、中学校は21クラスで、横ばい状態にあります。



I 計画の基本理念

第6次生駒市総合計画において、「自分らしく輝けるステージ・生駒」を将来都市像に掲げ、まちづくりの基本的な考え方を次のとおり定めています。

(1) 市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例等に基づき、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。

(2) 自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する。社会保険制度で支え合う）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方（補完性の原理）を基本とします。

(3) 多様な主体との協創によるまちづくり

個人のライフスタイルや価値観の多様化が進み、地域社会の担い手不足など地域課題はますます高度化し、複雑化しています。一人では解決できない課題も、市民、NPO、事業者等の民間主体が相互に、あるいは民間主体と行政など本来価値観の異なる主体が有機的に連携することで課題解決の可能性は高まります。多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造する「協創」のまちづくりを進めます。

この考え方に基づき、まちづくりを進めていきますが、第5期計画の基本理念は、第6次生駒市総合計画のまちづくりの基本的考え方や、市民共通の生活の規範である生駒市民憲章の目標、まちづくりの最高規範である生駒市自治基本条例の基本理念にも合致するものであることから、第6期計画においても第5期計画の基本理念を継承し、計画を推進していきます。

基本理念

- ・ 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く
- ・ 健康で生きがいのある暮らしを実践する
- ・ 地域において支え合う社会を築く



2 基本目標

(1) 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実

- 障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。
- 障がい児の能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や児童の特性に合った指導が重要です。そのため、療育体制の充実を図るとともに、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

(2) 地域生活のための総合的な支援体制の充実

- 障がい者が地域で生活していく上では、さまざまな情報を得ることが重要です。これらの情報を障がい者が入手しやすい環境を整備するため、障がい特性を踏まえた、情報のバリアフリー化を推進します。
- さまざまなコミュニケーション手段を確保することは、障がい者が地域で安心して暮らすことにもつながることから、地域等におけるコミュニケーションの支援体制を充実します。
- すべての障がい者が住み慣れた地域で暮らしていくために、障がい者が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや、困りごと等を身近に相談できる支援体制の充実を図っていきます。
- 障がい者が、身近な地域で自立した生活を送り、地域における活動に積極的に参加し、交流を図ることのできるまちづくりを推進します。
- 障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。
- 災害その他の緊急時にも安心安全が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

(3) 障がい者理解の促進と権利擁護の推進

- すべての障がい者が、障がい者でない者と平等に基本的人権を有するとして、市民の障がいへの理解を進め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進し、障がい者の自立と社会参加を支援します。

(4) 障がい者の社会参加と就労支援の推進

- 障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。
- 働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図ります。

3 施策の体系

[基本理念]

- ・ 地域において支え合う社会を築く
- ・ 健康で生きがいのある暮らしを实践する
- ・ 人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を築く

[基本目標]

- 1 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実
- 2 地域生活のための総合的な支援体制の充実
- 3 障がい者理解の促進と権利擁護の推進
- 4 障がい者の社会参加と就労支援の推進

[施策]

- (1) 保健・医療サービス等の充実
- (2) 早期療育・保育・教育の充実
- (1) 情報保障および意思疎通支援の充実
- (2) 生活支援にかかるサービスの充実
- (3) 相談支援の充実
- (4) 生活環境の充実
- (1) 啓発・交流による障がい者理解
- (2) 権利擁護に対する支援
- (1) 社会参加への支援
- (2) 就労支援の充実

I 生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実

(1) 保健・医療サービス等の充実

【現状・課題】

障がいや発達に不安のあるこどもに対しては、年齢ごとに必要とする支援がさまざまであることから、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。そのため、乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、発達段階での課題の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

また、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要となっています。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進み、医療的ケアが必要な児童の増加が予測されるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が求められるとともに、支援に関する情報提供が必要です。

さらに、障がいの有無にかかわらず、こどもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育の推進は、特別な支援が必要なこどもに対する理解促進やこどもたちの心身の発達促進のために重要となっています。

～ アンケートおよびヒアリングから ～

- 医療を受ける上で困っていることについて、「特に困っていることはない」の割合が34.0%と最も高く、次いで「医療費の負担が大きいこと」の割合が23.9%となっている。(市民アンケート)
- 認知行動療法、SST等の教育、勉強会の機会の充実や訪問診療(内科、歯科、予防接種等)、訪問リハビリ等が求められている。(団体ヒアリング)

【今後の方向性】

妊娠期からの母子の健康増進に向けた母子保健対策や知識の普及啓発により、障がいの早期発見・早期療育に取り組み、療育や子育てに必要な知識を学ぶための支援を行い、健康の保持増進を図ります。

また、障がい者が身近な地域において医療サービスを受けることができる提供体制の充実を図ります。

① 保健サービスの充実

母子の健康の保持増進を図るため、各種健康診査や健康相談等を実施し、疾病の早期発見・早期対応に取り組むとともに、こころの健康相談等についても取り組めます。

ア) 母子保健事業

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時には、マタニティコンシェルジュがきめ細やかに面接してケアプランを作成し、妊娠中から産後間もない時期の母子を継続して支援します。
産後ケア事業	産じょく期に家族等から産後の援助が受けられず、自身の体調や育児に不安のある産婦が、安心して子育てができるよう、助産所等で授乳指導・育児相談や母子のケア等を実施します。
訪問指導	「妊産婦・新生児訪問指導」、「こんにちは赤ちゃん事業」等、保健師等の家庭訪問により、妊産婦、乳幼児に対する養育上の必要な事項について、適切な指導を行い、親子の健康の保持増進を図ります。また、未熟児訪問指導を実施し、リスクの高い乳児の在宅生活を支援します。
保健指導	母子保健施策を推進するためには、地域住民の生活に密着した事業を強化することが効果的であり、「パパママ教室」、「パパ講座」、「はじめての離乳食講習会」等の教室や「各種育児相談」、「個別発達相談」等の相談事業を通じて、母子保健に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
妊婦、乳幼児健康診査	妊娠中に必要な健康診査に要する費用の補助を行い、すべての妊婦が安全・安心に出産を迎えられるよう支援します。すべての乳幼児が身体的、精神的、社会的に最適な発達を遂げること、また、より健康な生活を保持増進することを目的として、市内の指定医療機関やセラビーいこまで、乳幼児健康診査を実施します。その結果、精密な検査や経過観察が必要な乳幼児に対しては精密検査や事後指導等を行います。

イ) 健康増進事業

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
各種検（健）診	がん、心臓病、脳血管疾患の三大生活習慣病を中心とした疾病の予防対策として、各種がん検診、各種健診等を実施し、早期発見、早期治療につなげます。また、必要な人に対して食生活や運動等に関する指導を行い、健康管理の意識高揚を図ります。
健康教育	「自分の健康は自分で守り、つくる」という認識と自覚を高めることを目的に、生活習慣病の予防や健康増進等に関する正しい知識の普及を図り、健康の保持増進を図ります。
健康相談	家庭における健康管理に資するよう、心身の健康に関する個別の相談に応じ、個人の特性を配慮しながら必要な指導および助言を行います。
訪問指導	療養上の保健指導が必要と認められる人およびその家族に対し、主治医や関係機関とも連携を図りながら、保健師等が訪問し、必要な保健指導を行います。

ウ) 心の健康

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
生駒こころの健康相談「はーとほっとルーム」	身近な場所で安心して心配ごとや不安等を相談できる機会を提供し、悩みを抱える人たちの精神的な安定を図り、結果として自殺を未然に防ぐことを目的として臨床心理士による相談を行います。
生駒市子ども・若者支援ネットワーク	行政機関、NPO団体、学識経験者等による協議会です。不登校やニート・ひきこもり等さまざまな困難を抱える子ども・若者が、就学や就業等自立した社会生活を営むことができるよう、「生駒市子ども・若者総合相談窓口」での相談等を通じて各機関が連携を図り、支援を行います。

② 医療サービス等の充実

障がい者が必要に応じて適切な医療サービスを受けられ、安心して地域で生活を続けられよう、本人の意向に沿った医療サービスを提供するため、医療と保健・福祉の連携を推進します。また、障がい者の経済的負担を軽減するための制度の利用を促進します。

ア) 医療と保健・福祉との連携

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
市立病院	生駒市立病院において、二次救急医療の充実や小児二次医療体制の整備を図ります。また、大規模災害時には、傷病者（福祉避難所では対応できない人工透析者等の災害時要援護者を含む）の受入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等を備える等、災害に対する緊急対応ができる機能を確保します。
重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業	介護が必要なため障害福祉サービスを利用し、意思疎通が困難な単身世帯等の重度障がい者が入院する際、当該障がい者と意思の疎通ができる支援者を派遣し、医療従事者との意思疎通を支援します。

イ) 自立支援医療費の給付

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
更生医療	18歳以上の身体障がい者に対し、その障がい部位に必要な医療を行うことにより、障がいの軽減または機能回復を図ります。
育成医療	18歳未満で、身体上の障がいをもつ児童または現存する疾患を放置すると将来に障がいを残すと認められる児童に対し、必要な医療を行うことにより、障がいの軽減を図ります。
精神通院医療	精神疾患のある者に対し、必要な医療を行うことにより、症状の改善を図ります。

ウ) その他の医療費公費助成

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
精神障害者医療費助成事業	自立支援医療において、公費負担を受けている精神障がい者の通院医療費の自己負担相当額を助成します。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の医療費で、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。
心身障害者(重度心身障害老人等)医療費助成制度	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A1・A2の所持者の医療費で、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額を助成します。

③ 障がい児への支援（発達障がい児への切れ目ない支援や医療的ケア児への支援の充実）

発達障がい児や医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置等を検討します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供を行うため、医療的ケア児に対する地域づくりを推進するコーディネーターの配置等を検討します。

(2) 早期療育・保育・教育の充実

【現状・課題】

誰もが自分らしい生活を送ることができるよう、生涯を通じた一人ひとりへの支援を推進するため、障がい特性に応じた発達支援や、社会での生活力を高める保育や教育の充実を図ってきました。

今後も、こどもたちの可能性を広げるために、早期発見・早期療育の取組や、希望を持って生涯を過ごすことができるよう、たけまるノートの利用促進や、そのわかりやすい利用方法の周知等による切れ目のないサービスの支援が必要です。また、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援、児童それぞれが持つ特性を考慮した教育指導、進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。

さらに、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられる教育環境の整備が必要です。

～ アンケートおよびヒアリングから ～

- 現在、障害福祉サービス、障害児通所給付または地域生活支援事業で受けてるサービスとして「移動支援」が24.6%と最も高く、次いで「放課後等デイサービス」が23.2%となっている。(市民アンケート)
- 今後、特に必要な支援・サービスについては、障がい種別で見ると、18歳以下の療育手帳所持者で「放課後等デイサービス・児童発達支援などの療育支援」が59.6%、18歳以下の身体障害者手帳所持者で41.5%となっている。(市民アンケート)
- たけまるノートを持ってる人は42.2%で、活用できている人が78.2%となっている。(発達に不安のあるこどものアンケート)
- 保護者が、こどもの気になるところに最初に気づいたときの年齢については、6歳未満の割合が8割以上(発達に不安のあるこどものアンケート)
- 保護者が学校に望むことについては、「成長や発達の気になる部分に適切な対応」や「担任が変わってもスムーズに引き継ぎしてほしい」、「成長や発達の気になる部分を理解してほしい」といったニーズが挙げられている。(発達に不安のあるこどものアンケート)
- 早い時点で障がいがあると判明した時の相談先の情報提供が求められている。(団体ヒアリング)

【今後の方向性】

障がい児や発達に遅れや偏りのあるこどもの遊びや学びの機会を拡充し、特性に応じた多様な保育・教育による一人ひとりへの支援の推進を図ることにより、生涯を通じた豊かな人格形成と、自立した社会での生活力の向上を目指し、早期からの療育や教育・保育を受けられる支援体制の充実に取り組みます。

① 早期療育・保育の充実

障がい児の早期療育は、本人の特性を伸ばし、基本的な生活能力の向上することが、自立した生活の可能性を広げることから、適切な保育・教育を受けられるよう支援に取り組めます。

また、ニーズに応じて適切な福祉サービスが受けられるよう、相談支援体制の強化を推進し、地域における療育体制の充実を図ります。

ア) 障がい児の保育・教育の充実

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
保育所等における障がい児保育事業	障がい児が、家庭の状況により保育を必要とする場合に、集団保育が可能な範囲で保育所、学童保育所で受け入れるとともに、必要に応じて保育士、指導員を加配し、集団保育の中で心身の発達を促進します。
幼稚園における特別支援教育	障がい児の受入れにあたっては、教員の加配や環境整備を行い、特別支援教育の充実を図ります。
児童発達支援・医療型児童発達支援	障がい児や発達に遅れや偏りのある子どもを施設に通園させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じての運動能力やことばの基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練、治療等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援事業等の障害児通所給付を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識の付与、集団適応訓練を通所により受ける居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児・発達の気になる幼児に対して保育所等を利用中、または今後利用する予定の障がい児・発達の気になる児童に対して直接支援やスタッフ支援を行います。

イ) 相談支援の充実

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
障がい児相談支援体制の充実	生活支援センターにおいて、発達に不安のあるこどもや障がい児とその家族に対して、勉強会、子育て、療育等の相談支援を行います。また、臨床心理士等による巡回相談の実施等、母子保健事業における教室や幼稚園・学校等へアウトリーチ型の相談支援も行います。さらに、発達障害者支援センター等とも連携し、より専門的で広域的な相談支援の充実に努めます。
家庭児童相談(こどもサポートセンターゆう)	児童に関わる問題が複雑化・多様化するなか、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、専門的知識・技術を有する家庭相談員が相談に応じます。
教育相談	児童生徒・保護者等を対象に、教育や子育ての悩み、また特別支援教育に関する相談やカウンセリングを行います。
就学指導	障がい児の状況に応じて適正な就学ができるよう、市就学指導委員会において、保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校および保護者や関係機関と連携して就学指導を行います。
ことばの教室	発音やことば、コミュニケーション等、こどもの発達について相談や適切な指導を行います。
通級指導教室エル	ことばの教室や通級指導教室の分室として、ことばの遅れや認知に偏りを持つこどもを対象に、学習に取り組むために必要な姿勢を育み、それぞれの特性を活かして苦手な課題に取り組むための指導や相談を行います。
スクールカウンセラーの配置	専門的知識・経験を有する者をスクールカウンセラーとして市内小・中学校および教育支援施設に配置し、児童生徒・保護者の心理相談や教職員のサポートを推進します。
スクールソーシャルワーカーおよびスクールカウンセラー合同交流会の実施	市で雇用しているスクールソーシャルワーカーおよび各校に配置しているスクールカウンセラーと生徒支援担当の教員や養護教諭との合同交流会を開催して情報共有を行い、市の教育相談体制の充実に図ります。
サポートブックいこま「たけまるノート」の活用	障がい児への切れ目のない支援のため、障がい児の保護者、学校、医療や福祉等の支援者が、乳幼児期から成人期に至るまでの発達や支援の状況を記した「たけまるノート」により情報を共有し、連携を図ります。

② 教育の充実

多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無にかかわらず、生きいきと学ぶ環境を整備します。

また、学校教職員に対して、障がいへの一層の理解と人権の尊重を基本に据えた知識・技術の向上、研修の充実を図り、特別支援教育を推進します。

ア) 研修会、研究会等の充実

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
特別支援教育コーディネーターの配置、研修	特別支援教育コーディネーターを配置し、校内委員会の設置等、特別支援教育の体制を充実させます。年間を通じて特別支援コーディネーター研修を実施し、コーディネーターの資質向上とともに、各校に持ち帰り、教員への伝達・指導を行います。また、各学校において特別支援教育推進の中心となる教員の研修を実施します。
特別支援教育研究会の設置	小・中学校の特別支援学級担任による研究会を組織し、特別支援教育の充実を図ります。
特別支援教育講演会の実施	特別支援教育の専門家を招請して教育委員会主催の特別支援教育講演会を開催し、特別支援教育に対する教員の資質向上を図ります。

イ) 教育環境等の整備充実

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
タブレット等ICT技術を活用した療育・学習活動の強化	タブレット端末を用いて、特別支援学級、ことばの教室、院内学級在籍児童生徒の学習支援を行う等、ICT技術を活用した障がい児の療育・学習活動の強化に努めます。
小・中学校における施設のバリアフリー化	小・中学校における障がい児の就学が無理なくできるよう、スロープや手すりの設置、障がい者用トイレの整備等、施設の改修によるバリアフリー化を推進します。
特別支援教育就学奨励費	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて特別支援教育就学奨励費を支給します。

2 地域生活のための総合的な支援体制の充実

(1) 情報保障および意思疎通支援の充実

【現状・課題】

障がいの有無や状態に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、手話が言語であることの普及や障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解と利用を促進することが必要です。

～ アンケートおよびヒアリングから ～

- 外出のときに困ることとして、「健康や体力面で不安のある、疲れやすいこと」の割合が33.6%と最も高く、次いで「他人とのコミュニケーションがむずかしいこと」が30.8%となっている。(市民アンケート)
- 医療を受ける上で困っていることについて、障がい種別で見ると、19歳以上の療育手帳所持者で「病状の理解がむずかしく症状を上手に伝えられないこと」の割合が高く、25.0%となっている。(市民アンケート)
- コミュニケーションに支障を感じることのある人は、約5割となっており、利用したことがあるコミュニケーション手段は「パソコン・スマートフォン等」の割合が高く、今後の利用意向も高くなっている。(市民アンケート)
- 市役所内での手話通訳者の配置、タブレットの普及啓発、「生駒市手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」の周知が必要(団体ヒアリング)
- 利用者とのコミュニケーションに困ったことがある割合が75.9%となっており、多様なコミュニケーション手段の必要性は高くなっている。(事業所ヒアリング)

【今後の方向性】

令和2年4月に施行された、「生駒市手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」を踏まえ、障がい者が地域で生活していく上で必要な情報を得ることができるよう、障がい者の多様なニーズに応じた、わかりやすい情報提供の充実と障がい特性を踏まえた適切な情報提供体制の強化に努め、情報バリアフリー化を推進します。

① 手話言語の普及、多様なコミュニケーション手段の理解および利用の促進

多様なコミュニケーション手段への理解を深め、障がいの有無によらず、すべての人が意思疎通を図ることができるよう、その手段の普及啓発に取り組むとともに、多様なコミュニケーションの手段を用いた情報発信に取り組みます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
手話言語の普及	手話が言語であると認識してもらった上で、市民等が簡単な日常会話ができるレベルの手話言語を広く学ぶ機会を検討します。
学校における手話言語の普及等	学校における手話言語の普及および多様なコミュニケーション手段の理解の促進についての取組を検討します。
点字・声の広報 点字・声のあゆみ	視覚障がい1・2級の方またはそれと同程度の高齢者の方を対象に社会参加・自立更生の一助として広報いこまち・障がい福祉の案内冊子「あゆみ」の音訳・点訳を行います。
対面音訳サービス	視覚障がいや学習障がい等により、視覚からの読書が困難な人や身体障がい等で本を持ったりページをめくったりするのが困難な人等を対象に、希望の資料を音訳ボランティアが対面で読み上げます。
本の宅配サービス	障がいや高齢等の理由により、図書館へ来館するのが難しい方を対象に、宅配ボランティアが読みたい本をご自宅等へ届けます。
耳で楽しむ本の会	目で本を読むことが不自由になった人のために、ボランティアが本を朗読するイベントや出前を行います。
手話通訳者の配置	聴覚障がい者等のコミュニケーションを保障するため、市役所に手話通訳者の配置を検討します。

② 多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備

多様なコミュニケーション手段を活用することで障がい者が地域で生活していく上で必要な情報を得ることができるようになることから、さまざまなコミュニケーション手段を積極的に用いたまちづくりに取り組めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
ユニバーサルコミュニケーション都市の実現	通知書等市政情報の発信において、UDフォントの導入、カラーユニバーサルデザインへの対応、フリガナの表記、ピクトグラムを活用等、さまざまな方の特性に配慮します。また、行事等の申込方法の多様化（FAX・メール）を行います。
多様なコミュニケーション手段の環境整備	遠隔手話サービス、音声を認識して文字化アプリを導入したタブレット、書いた文字をワンタッチで消すことができる電子メモパッド等を窓口に配置します。
避難所における意思疎通支援	情報の取得等が困難な障がい者に対し、避難所で円滑に生活できるよう配慮に努めます。
生駒市緊急情報配信サービス	聴覚に障がい等があり災害時の緊急情報を入手できない方を対象として、自宅のFAXに緊急情報を配信します。

③ コミュニケーション支援者の養成および確保

障がい者のコミュニケーションを円滑にするため、担い手の育成・確保に努め、障がいに関わらず意思を伝えることができる環境を整備します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
意思疎通支援を行う者の確保のための取組	手話通訳者、要約筆記者等の有資格者を増やすために手話、点訳、要約筆記等のボランティアを育成し、活動のコーディネートに努めます。
意思疎通支援を行う者の派遣事業	聴覚、音声または言語機能障がい者等の意思疎通の円滑化を図るため、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業（再掲）	介護が必要なため障害福祉サービスを利用し、意思疎通が困難な単身世帯等の重度障がい者が入院する際、当該障がい者と意思の疎通ができる支援者を派遣し、医療従事者との意思疎通を支援します。

(2) 生活支援にかかるサービスの充実

【現状・課題】

就労支援を含む日中活動系サービス、地域生活への移行に伴う居住系サービスや障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点機能の充実に取り組んできました。

障がい者のニーズは多様化しており、個々の障がい者のニーズや実態に応じて適切なサービスを利用できるよう、サービスの充実を図るとともに、障がい者が地域で安心して自立した生活を送るため、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の充実が必要です。

～ アンケートおよびヒアリングから ～

- 障害福祉サービス、障害児通所給付または地域生活支援事業を受けていない理由として「利用しなくても生活できるから」の割合が65.4%と最も高く、次いで「家族の介護や介助を受けているから」の割合が21.3%、「サービスがあることを知らないから」の割合が14.3%となっている。(市民アンケート)
- 毎日生活を送る上で、今後、特に必要な支援・サービスについて、「福祉サービスを利用するための情報提供や身近な相談窓口」の割合が27.6%、「グループホーム・福祉ホーム・入所施設等の生活や居住の場」の割合が22.1%といったニーズが挙げられている。(市民アンケート)
- 短期入所施設、「親亡き後」のグループホームが求められている。(団体ヒアリング)

【今後の方向性】

障がい者が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活を送れるよう、その多様なニーズに応じて、適切なサービスを選択し、利用できるよう情報提供を図るとともに、非常時における支援体制を整備します。

また、在宅の障がい者に対する日常生活または社会生活を営む上での居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の支援を行うとともに、短期入所および日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図り、特性やライフステージに応じた各種サービスを総合的に提供します。

① 訪問系サービスの充実

本人が在宅での生活を安心して送れるよう、ニーズに応じたサービスの提供体制を整備し、必要サービス量の確保に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
居宅介護(ホームヘルプサービス)	日常生活を営むことが困難な身体障がい者や支援が必要な精神障がい者、知的障がい者、難病患者等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、家事援助、その他の日常生活上の介護や相談等を行います。
重度訪問介護	常時介護を要する重度の肢体不自由者または行動上著しい困難を有する重度の知的障がい者や精神障がい者に対して、居宅において、入浴、排せつ、家事援助、その他の日常生活上の介護や相談等を行うとともに、外出時における移動中の介護や入院中の支援を総合的に行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度の肢体不自由者等が、その介護の必要の程度が著しい際に、日常生活上の介護等を総合的に行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な障がい者が外出する際に生じる危険を回避するために必要な援護や移動中の介護を行います。
移動支援	障がい者が社会生活上、外出することが必要な場合において、行動する際に生じる危険回避のための援護や移動中の介護を行います。
訪問入浴サービス	通所による入浴が困難な重度障がい者に対し、訪問入浴車を派遣し、在宅での入浴を行います。
同行援護	視覚障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者が社会生活上外出する場合において、代筆や代読等、移動時における支援や援護、食事や排せつ等、外出時に必要となる援助を行います。

② 日中活動系サービスの充実

住み慣れた地域での生活へのニーズ等にも対応できるよう、就労機会の拡大をはじめとする日中活動系サービス提供体制の整備に努め、自立した生活に向けての支援に取り組みます。また、市内だけでは確保が難しい福祉サービスについては、市外の事業所も含めた必要サービス量の確保に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
生活介護	常時介護を要する障がい者が、主として昼間に、障がい者支援施設その他施設に通い、入浴、排せつ、家事援助、その他の日常生活上の介護や相談等のサービスを受けながら、各種創作活動や生産活動が行えるよう支援します。
療養介護	医療と常時介護が必要な障がい者に対して、主として昼間に、病院その他施設において機能訓練、療養、看護、日常生活の介護等を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言等の支援を行います。
宿泊型自立訓練	地域移行に向けて居住の場を提供して訓練・支援が必要な障がい者に対して、居室やその他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言等の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	生活能力の維持・向上等の支援が必要な障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
短期入所	介護者等の病気、出産等により、一時的に家庭での介護が困難となった場合、障がい者やその家族等の負担を軽減するため、在宅障がい者が短期間施設を利用することにより、障がい者の入浴、排泄および食事の介護その他必要な支援を行います。
地域活動支援センター	障がい者の創作的活動や生産活動の機会および交流の場を提供します。

事業名	事業概要
日中一時支援	主に知的障がい者や障がい児に対して、一時的に介護が困難な場合、通所施設等において短時間の見守りや保護を行います。
児童発達支援・医療型児童発達支援（再掲）	障がい児や発達に遅れや偏りのあるこどもを施設に通園させ、日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通じた運動能力やことばの基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練、治療等を行います。
放課後等デイサービス（再掲）	学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
居宅訪問型児童発達支援（再掲）	児童発達支援事業等の障害児通所給付を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識の付与、集団適応訓練を通所により受ける居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援（再掲）	保育所等、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児・発達の気になる幼児に対して保育所等を利用中、または今後利用する予定の障がい児・発達の気になる児童に対して直接支援やスタッフ支援を行います。

③ 居住系サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるようサービスの充実を図るとともに、地域生活支援拠点機能の充実を図り、地域全体で支えるサービス提供の体制を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
共同生活援助(グループホーム)	地域において共同生活を営む障がい者に対して、主として夜間に、共同生活を営む住居において入浴、排せつ、家事援助、その他の日常生活上の介護や相談等を行います。
施設入所支援	在宅での生活が困難で施設に入所している障がい者に対して、主として夜間に、入浴、排せつ、家事援助、その他の日常生活上の介護や相談等のサービスを提供します。
福祉ホーム	居住の場の確保が困難な障がい者に対し、低額な料金で住居の提供を図ります。また、居宅サービスとの連携を図ることにより、生活環境の充実を図ります。

事業名	事業概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していただ障がい者で一人暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者に対して、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
地域生活支援拠点の機能充実	障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、自立した生活に向けた相談、体験機会の提供、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点の充実に努めます。

④ 移動サービスの推進

外出に伴い困難が生じる場合、危機回避のために必要な援護や介護等を行うとともに、公共交通機関等を活用した移動手段の確保に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
障がい者等交通費等助成	障がい者、難病患者の生活範囲を拡大し、社会参加の促進を図ることを目的として、電車、バス、タクシー乗車券の他、スポーツクラブ入会金や介護用品購入等に使える「生きいきクーポン券」を配布します。
コミュニティバスの運行と利用支援	日頃から外出の機会を持つことは、社会参加や健康維持の観点からも大変意義があり、障がい者の外出支援の一助として、コミュニティバスの利用料金の割引を行っています。今後も、長期的な地域公共交通の方針として位置づけている「生駒市の地域公共交通の考え」に沿って運行計画を検討し、利便性向上のための取組を進めます。
自動車運転免許証取得費・自動車改造費の助成	一般の交通機関の利用が困難な身体障がい者に対して、運転免許証取得のための教習費用の助成や、就労等に伴い所有する自動車の改造に要した費用を助成します。
行動援護（再掲）	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護が必要な障がい者が外出する際に生じる危険を回避するために必要な援護や移動中の介護を行います。
移動支援（再掲）	障がい者が社会生活上、外出することが必要な場合において、行動する際に生じる危険回避のための援護や移動中の介護を行います。
同行援護（再掲）	視覚障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者が社会生活上外出する場合において、代筆や代読等、移動時における支援や援護、食事や排せつ等、外出時に必要となる援助を行います。

⑤ 福祉用具の給付等

身体に障がい者や、難病患者等の機能を補う補装具や、日常生活用具の給付を行うとともに、費用を助成することで生活を支援します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
補装具費の支給	身体の失われた部位や機能を補って日常生活を容易にするため、義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の交付・貸与・修理にかかる費用を助成します。
日常生活用具の給付	在宅の主に重度身体障がい者等に対して日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、特殊マット等、障がいの種類や程度、必要性に応じた用具を給付します。
小児慢性特定疾患日常生活用具給付	在宅で療養している小児慢性特定疾患の患者に対して、日常生活で必要に応じた用具を給付します。
難聴児補聴器購入費助成	身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。
車いすの貸与	疾病や事故等で一時的に車いすが必要になった場合、市役所や福祉センターにおいて、一定期間車いすの貸し出しを行います。

⑥ 経済的支援

障がい者や、その生活を支える家族を経済的に支援するため、各種給付や助成事業を実施します。

ア) 各種福祉手当の支給

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
児童扶養手当の支給	父（母）と生計を同じくしていない児童を養育している母（父）、あるいは父母に代わって養育している人に、一定の条件のもとで児童扶養手当を支給します。
特別児童扶養手当の支給	精神または身体に中程度以上の20歳未満の障がい児者を家庭で養育している父母、あるいは父母に代わって養育している人に、一定の条件のもとで特別児童扶養手当を支給します。

事業名	事業概要
障害基礎年金の支給	国民年金の加入者等が、病気やけがにより障がいと認定された場合に、一定の条件のもとで障がいの程度に応じた障害基礎年金を支給します。
特別障害者手当の支給	著しい重度の重複障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者に対し、特別障害者手当を支給します。
障害児福祉手当の支給	重度の障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障がい児に対し、障害児福祉手当を支給します。

イ) 各種税の減免

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
自動車税・軽自動車税の減免	一定以上の障がい等級に該当する障がい者が所有する自動車等について、本人または家族が運転する場合等、一定の条件のもとで自動車税等の減免を行います。
固定資産税の軽減	障がい者が居住する既存住宅において、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に固定資産税の軽減を行います。

⑦ 窓口・情報提供の充実

障がい者が適切なサービスや支援を受けられるよう、障がい者に配慮した相談窓口の整備を進めるとともに、福祉サービスの周知および利用促進のため、多様な手段を活用した情報提供に取り組みます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
障がい者に配慮した対応	障がい者が来庁したときに、手続きや相談等の用件をスムーズに済ませられるよう庁舎内の環境を整備するとともに、窓口においては障がい者に配慮した対応に努めます。
広報紙やホームページ等による情報提供の充実	広報紙やホームページ、その他各種パンフレット等により市政に関する分かりやすい情報提供に努めます。また、視覚障がい者のため、市政情報や市議会だよりを音声版にした声の広報や点字広報を希望者に配布するほか、声の広報を市ホームページに掲載します。

事業名	事業概要
障がい福祉サービスの冊子等の作成・配布	障がい者の福祉サービスに関する情報を分かりやすく紹介した冊子「あゆみ」を作成・配布します。また、冊子の点訳・音訳にも取り組んでいます。

⑧ その他のサービス

障がい者の、安心して自立した生活を送れるよう、日常生活の支援に取り組むとともに、緊急時の体制の整備を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
緊急通報システム事業	一人暮らし高齢者、身体障がい者等を対象に緊急通報装置の機器を貸与し（500円／月）、急病等の緊急時には、地域の協力員の支援や救急車の出動を要請する等、迅速かつ適切に対応します。
FAX119事業・Web119事業	聴覚や音声機能等に障がいをもつ者が、火災や急病等の緊急事態発生時にFAXやWebで消防本部へ通報した際、事前に登録されたデータに基づき適切に対応します。
緊急時に対応した手話通訳者の派遣事業	聴覚障がい者の急病や事故等緊急時にFAX119やWeb119等による要請を受けて手話通訳者を派遣し、緊急時におけるコミュニケーションの円滑化を図ります。
身体障害者補助犬の貸与（県事業）	重度の視覚障がい者、聴覚障がい者や肢体不自由者に対して、身体障害者補助犬を貸与することにより、就労等社会参加活動を支援します。
中途失明者等生活訓練事業（県事業）	重度の視覚障がい者で自立生活訓練が必要な者に対して、視覚障害者生活訓練指導員を家庭に派遣して、生活相談や援護措置に関する助言、指導並びに歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練等を行います。
ごみ収集福祉サービス「まごころ収集事業」	ごみ出しが困難な高齢者や障がい者への生活支援の一つとして、一定の条件のもと、自宅の玄関までごみの収集に伺う、ごみ収集福祉サービス「まごころ収集」を市内全域で行います。

(3) 相談支援の充実

【現状・課題】

本市では、身体・知的・精神の障がい種別ごとに、生活支援センターを設置し、福祉サービスの情報提供や利用調整をはじめ、社会参加や権利擁護等に関する相談支援を行っています。発達に支援が必要なこどもを対象とした生活支援センターも個別に設置し、早期からよりきめ細かな対応ができる体制を整えています。

また、生活支援センターでの相談件数は年々増加しており、今後、その役割はますます高まるものと考えられます。

相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められることから、個々の障がい者のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

さらに、「親亡き後」、一人暮らしの障がい者が安心して地域での生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点等の機能を充実させていく必要があります。

～ アンケートおよびヒアリングから ～

- 毎日生活を送る上で、今後、特に必要な支援・サービスについて、「福祉サービスを利用するための情報提供や身近な相談窓口」の割合が 27.6%と最も高くなっている。(市民アンケート)
- 悩みごとや心配ごとの相談先は、「家族・親せき」の割合が 75.6%と最も高く、次いで「かかりつけの医師・看護師・ケースワーカー・指導員等」の割合が 32.2%、「友人・知人」の割合が 27.9%となっており、公的な相談機関への相談が少ない状況(市民アンケート)
- 障がい者への支援を充足させるために、必要な取り組みや配慮について、「他分野(保健・医療、福祉、教育、雇用等)との連携」といった取組が求められている。(事業所ヒアリング)
- 緊急時の 365 日、24 時間体制の相談窓口の設置が求められている。(団体ヒアリング)

【今後の方向性】

障がい者数の増加が続き、相談内容についても、複雑化し、専門性の高い対応や多様なニーズへの対応が求められることから、相談体制の充実を図る必要があります。関係機関との連携を強化し、重層的に切れ目のない相談支援を行うとともに、専門職員の配置を検討する等、質の向上を図ります。

① 相談窓口の充実

障がい者が住み慣れた地域で生きいきとした暮らしを支援するため、本人の意向に沿ったサービスを選択し利用できるよう、相談体制の充実を図ります。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
相談支援事業	障がい者に対して、障がい種別やその人の特性に合ったサービスの情報提供および本人や家族に対する適切な助言等を行うため、生活支援センターに専門的な相談員を配置するとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。さらに、相談支援に従事する者のスキル向上のための育成支援を行います。 また、障がい福祉課の窓口に精神保健福祉士等の配置を検討します。
計画相談支援・児童相談支援	障害福祉サービス、障害児通所給付および地域相談支援を利用する障がい者に対し、相談支援専門員がサービス利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画および児童支援利用計画を作成するとともに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者、刑事施設等に入所されている障がい者に対して、住居の確保やその他地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の支援を行います。
身体・知的障がい者相談員の周知と相談の利用促進	身体・知的障がい者相談員を配置することにより、障がい者の各種相談に応じ、必要な指導を行うとともに、障がい者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等、障がい者の福祉の向上を図ります。
強度行動障がい者相談支援事業	特別な配慮を必要とする強度行動障がい者への円滑な福祉サービスの提供を目指し、事業所に対して専門家による指導・研修、相談等の支援を実施します。
地域生活支援拠点の機能充実（再掲）	障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、自立した生活に向けた相談、体験機会の提供、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点の充実に努めます。

② 障がい者地域自立支援協議会の機能の充実

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域のネットワーク構築や地域社会資源の開発および改善、地域のサービス基盤の整備を推進するため、支援体制の整備等について協議し、具体的な取組を推進します。

(4) 生活環境の充実

【現状・課題】

災害発生時において、誰もが安全に避難できるよう、自治会や地域住民と連携して災害時要援護者支援のための体制づくりに取り組んできました。

福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制の構築、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことも必要となります。

～ アンケートおよびヒアリングから ～

- 日常生活において、現在の困っていることについて、「災害が起きたときのこと」の割合が31.6%と最も高く、将来の心配についても、「災害が起きたときのこと」の割合が、「本人の収入が十分でないこと」57.6%に次いで52.8%となっている。
(市民アンケート)
- 災害発生時に支援してほしいことについて、「災害情報を知らせてくれること」の割合が37.1%と最も高く、次いで「避難場所で障がいに応じたきめ細かな支援をしてくれること」の割合が36.6%、「必要な治療や薬を確保してくれること」の割合が34.2%となっている。(市民アンケート)
- 「生駒市災害時要援護者避難支援事業」を内容まで知っている人の割合は6.6%にとどまっている。(市民アンケート)
- 視覚による情報提供設備の設置やエレベーター、エスカレーターの設置、駅周辺のバリアフリー化、バリアフリー化された公営住宅の提供等が求められている。
(団体ヒアリング)

【今後の方向性】

地域においてバリアフリー化およびユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、障がい者に優しい住まいの整備等、快適な生活環境を整え、地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくための環境の整備に努めます。

また、災害に備えるため、災害時要援護者台帳の整備や福祉避難所等の周知を継続するとともに、障がい者が巻き込まれる犯罪被害を防止するための防犯対策に一層取り組みます。

① 人にやさしい施設の整備

外出時等に支障となるものを取り除き、障がいの有無にかかわらず、地域で安心した生活を送ることができるまちづくりを推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
生駒市バリアフリー基本構想の策定	バリアフリー法に基づき、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することを目的としたバリアフリー基本構想を策定し、バリアフリー化を進めます。
公共施設の整備	障がい者が利用しやすいよう、新設の公共施設においてユニバーサルデザインによる設計を推進するとともに、既存の公共施設においても可能な限り、障がい者の利便性に配慮した改修等に取り組みます。
道路や歩道の整備	誰もが安全で快適な歩行空間を確保するため、計画的に段差の解消等、歩道のバリアフリー化を進めます。
障がい者対応トイレの設置	公共施設の新設および改修にあたっては、オストメイト対応トイレ等、障がい者に配慮した設備の設置に努めるとともに、それらを「生駒おでかけトイレマップ」として紹介します。

② 住まいの充実

障がい者が、住まいでの生活を安心して送ることができるよう、経済的な支援や施設の整備に取り組みます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
住宅改修費の支給	身体障がい者に対して、一定の条件のもと、手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修に要する経費を助成します。
市営住宅のバリアフリー化の推進	障がい者の快適な住まいを確保するため、既存施設のバリアフリー化に努めます。

③ 障がい者への防災対策の充実

障がい者が地域で安心して生活できるよう、災害時の避難を地域で支援できる体制の整備や、避難時の支援体制の整備を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
災害時要援護者の把握および避難体制整備の推進	障がい者、一人暮らし高齢者、要介護者、難病患者等の安全確保のため、要援護者を把握するとともに、地域や関係機関と連携を図りながら災害発生時に安全に避難できる体制整備に努めます。また、いざという時に備え、要援護者も含めた地域住民による防災訓練の実施に向けた支援を行います。
避難所における障がい者への配慮	各避難所において、介護・介助の必要な避難者を、避難者名簿を基に早急に把握します。避難された障がい者に対し、専用スペースや専用トイレ等の設置に努め、できる限り細やかに間取り調査を実施し、ニーズの把握に努めます。また、障がいの状態や心身の健康状態を考慮し、避難所での生活が困難と判断される場合には、福祉避難所等での対応に努めます。
医療や介護サービスの確保	災害時における医療救護の万全を期すため、生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定書」を締結しており、また、市立病院においては、傷病者（福祉避難所では対応できない人工透析者等の災害時要援護者を含む）の受入れや医療救護に対応可能な応急用医療資機材等を備えています。また、災害時においても継続して必要な介護サービスが受けられるよう、事業所等の協力のもと、介護サービス確保のための体制整備に努めます。
避難所における意思疎通支援（再掲）	情報の取得等が困難な障がい者に対し、避難所で円滑に生活できるよう配慮に努めます。
生駒市緊急情報配信サービス（再掲）	聴覚に障がい等があり災害時の緊急情報を入手できない方を対象として、自宅のFAXに緊急情報を配信します。

④ 防犯対策の充実

障がい者が犯罪被害に遭わないよう、支援事業所における防犯対策を強化するとともに、防犯意識の向上のための取組を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
生駒市障がい者グループホームサポート事業補助金の交付	空き家を活用したグループホームの防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラの設置や外構等の設置・修繕等の必要な安全対策に要する費用について、補助を行います。

3 障がい者理解の促進と権利擁護の推進

(1) 啓発・交流による障がい者理解

【現状・課題】

共生社会の実現に向け、障がい者理解についての各種広報活動を継続的に行うとともに、「障害者週間」等のイベントやさまざまな機会を通して、障がい者に対する市民の理解を深める啓発や交流活動を推進してきました。

障がい者と障がい者でない者がお互いに尊重し、支え合って暮らすためには、すべての市民が障がいに対する理解を深めることが重要であり、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げ、法の趣旨や障がい者に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。

～ アンケートおよびヒアリングから ～

- 日常生活において、現在の困っていることや将来の心配について、「家族に負担が大きいこと」と回答した方のうち、「障がいに対する周囲の理解不足による精神的な負担」の割合が39.2%と2番目に多くなっています。(市民アンケート)
- 障がい者への差別や偏見について、「あると感じている(感じた)」の割合が43.2%となっている。(市民アンケート)
- 差別や偏見を感じた機会や場所では、「まちなかでの人の視線や言動で」の割合が45.5%と最も高く、次いで「就職のとき」、「店での扱いや店員の態度で」の割合が20.2%と障がい者への理解促進が求められている。(市民アンケート)
- 生駒市で配布している「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の認知と利用について、「利用していない」の割合が56.8%と最も高く、次いで「知らない」の割合が27.5%、となっていますが、平成29年度の調査結果と比較すると、「知らない」の割合が大幅に減少している。(市民アンケート)

【今後の方向性】

障がい者と障がい者でない者が地域とともに暮らす中で、互いの心の隔たりを埋めるため、障がいへの正しい理解を深めるための啓発に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を促進し、すべての人が交流できる機会や場を拡充するとともに、障がい者が地域のさまざまな場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。また、情報の取得等が困難な障がい者の意思疎通の充実を図るために、特性に応じて、手話通訳や要約筆記等のコミュニケーションに関する支援体制の充実を図ります。

さらに、あいサポート運動の推進や、ヘルプマークおよびヘルプカードの普及や理解促進等、援助や配慮を必要とする方に対して、周囲の人がマークを理解し思いやりのある行動を行うことを目指す「心のバリアフリー」を推進していきます。

① 啓発・広報活動の推進

障がいや障がい者に対する理解を促進するための普及啓発を図り、助け合いの心を醸成することで、共生社会の実現に向けた取組を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
広報紙やホームページ等による啓発	障がい者理解に向けた記事の掲載等、より多くの市民に障がい者への理解が得られるよう、広報紙による啓発活動をさらに充実させます。
「障害者週間」キャンペーン	12月3日から12月9日までの「障害者週間」において、市民の障がい者福祉についての関心や理解を深め、障がい者が社会活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、街頭啓発や講演会等を行います。
擬似体験講座の実施	車いすやアイマスクを着用しての歩行等、体の動きや機能が制限された状態を体感することにより、普段気付かないバリアについてさまざまな角度から考えることができるよう、今後も継続的に実施していきます。
「障がい」に対する理解を深める講演会・研修会の開催	障がい者を正しく理解し、障がい者も共に地域の住民として助け合って生活できるように、障がい者地域自立支援協議会や生活支援センター等との連携において、障がいに対する理解を深める講演会や研修会等を開催します。
情報伝達のバリアフリー（再掲）	<p>手話通訳者・要約筆記者の派遣 講演会や各種イベント等において、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。</p> <p>奉仕員等養成研修事業 手話通訳、要約筆記、点訳や音訳等、種々の社会参加活動における支援者の養成を図ります。</p>

② 交流・ふれ合いの促進

すべての人が交流できる機会や場の提供を図り、関係団体の活動を支援することにより、より一層の相互理解を促進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
「ユニバーサルキャンプin生駒」等のイベント開催	「ユニバーサルキャンプin生駒」等のイベントを開催し、障がいの有無にかかわらずともにふれ合い、多様性や思いやりを学ぶ場づくりに努めます。
福祉センター事業	福祉センターにおいて各種教室を開催し、障がいの有無を越えた交流の場を提供するとともに、障がい者の自立および社会参加を促進します。
障がい者関係団体の活動支援	障がい者関係団体が啓発・文化活動等を行う際に、その活動について支援します。

③ 障がい者理解に向けた取組の強化

生活のさまざまな場面で生じうる、障がいを理由とした差別や偏見をなくするため、学校や地域、企業等において障がい者理解に向けた取組を推進します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
学校における取組	道徳や総合的な学習の中で障がいに対する理解を深め、その人が持っている障がいを含めて個性としてとらえる心を育む取組を行います。障がいのあるこどもとないこどもとの交流活動等を通して、思いやりや助け合い等、こどもの頃から自然に共生の心を育むことができる取組を推進します。
学校における手話言語の普及等（再掲）	学校における手話言語の普及および多様なコミュニケーション手段の理解の促進についての取組を検討します。
地域における取組	共生社会の実現のため、障がい福祉に関する出前講座のほか、障がい当事者や家族、支援者を交えた講演会等、障がい者への理解に向けた取組を推進します。
市職員に対する研修等の充実	「生駒市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、市職員が、障がい者に対する理解を深め、差別について正しい認識を持ち、適切な配慮ができるよう、障がい者や障がい特性をテーマとした研修を実施します。また、生駒市役所で障がい者の職場体験受入れ事業を行い、職員が障がいについて理解を深める機会を増やします。

事業名	事業概要
企業等への働きかけ	企業等に対して障がい福祉に関する出前講座を実施する等、障がいについての理解を深め、障がい者雇用の推進に向けた取組に努めます。
あいサポート運動の推進	障がい者の特性や必要な配慮等を理解し、日常における困りごとを手助けできる「あいサポート運動」を推進します。「あいサポーター養成講座」の受講者には支援の意思を表示する「あいサポートバッジ」を配布します。
ヘルプマーク・カードの普及	外見からわからなくても配慮や援助を必要としている方が、身につけたり所持することで、配慮等を必要としていることをします「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の携帯をすすめています。今後さらに認知度を高める必要があり、効果的な普及啓発に努めます。

④ ボランティア活動の推進

地域における障がい者支援の意向を、実際のボランティア活動につなげるため、ボランティアの育成や、支援を必要とする人と支援者の活動のコーディネートに努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
ボランティアの育成および活動のコーディネート	通訳、点訳、要約筆記、音訳のボランティア講座やセミナー等を開催し、障がい者を支援するボランティアの育成および活動のコーディネートに努めます。

(2) 権利擁護に対する支援

【現状・課題】

成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限活かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、権利擁護に関して障がい者や養護者が身近に相談ができる、権利擁護支援センターの機能の充実に努めてきました。

また、障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を傷つける決して許されない行為であり、障がい者の自立、障がい者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や見守り等が重要であり、障がい特性を理解し、継続的に支援することが求められます。

～ アンケートおよびヒアリングから ～

- 『成年後見制度』の利用について、「わからない」の割合が54.3%と最も高く、次いで「今は必要ないが、将来利用したい」の割合が27.2%となっている。障がい種別で見ると、18歳以下の療育手帳所持者で40.4%、19歳以上の方で42.2%と高くなっている。(市民アンケート)
- 障がい者虐待について、相談・通報の連絡先として市役所内に設置している『障害者虐待防止センター(虐待通報窓口)』について「知らない」の割合が76.2%と最も高くなっている。(市民アンケート)

【今後の方向性】

障がい者の意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、成年後見制度の周知や適切な利用を促進します。

また、障がいを理由とする差別の解消に向け、障害者の虐待防止に関する制度等の広報・啓発活動を行い、障がい者虐待の防止の早期対応および養護者に対する相談や支援を行います。

① 権利擁護の推進

すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることのないよう、関係機関と連携した相談体制を整備するとともに、問題の早期対応・早期解決につなげます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
権利擁護支援センターによる支援	知的障がい、精神障がい等で判断能力に不安のある方が、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を続けられるよう支援するとともに、成年後見制度等に関する相談や利用支援を行います。また、権利擁護・成年後見制度に関するセミナーを開催し、普及啓発に努めます。
福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)	判断能力の十分でない方が、住み慣れた地域で自立した生活を送るために、福祉サービスの利用相談や援助、金銭管理のサポートをする制度です。自分に必要な福祉サービスを選んだり、利用契約を結んだり、利用料を支払ったりすることが困難な高齢者や知的障がい者、精神障がい者への支援サービスで、生駒市権利擁護支援センターが窓口となっています。
成年後見制度の周知	判断能力が十分でない高齢者や、知的障がい者や精神障がい者が不利益を被らないよう、この制度の利用について講演会や広報等を通じて広く市民に周知するとともに、障がい者生活支援センターや地域包括支援センター等を通じて相談体制を強化します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用する必要がある場合に、申請の際のサポートや、低所得者については申請に要する経費や成年後見人への報酬の助成を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
障害者虐待防止センターによる早期対応	障がい者に対する差別や虐待の防止に向けて、市民や企業等への啓発に努めます。また、虐待に関する相談や通報等の情報提供があった場合には、市と関係機関が連携して個別支援会議等でケース検討を行い、養護者の支援を含めた虐待に対する早期対応、早期解決を図ります。
権利擁護に関する相談窓口の充実と周知	権利擁護に関する相談窓口の充実を図るため、専門的な相談員を配置し、本人やその家族からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。

4 障がい者の社会参加と就労支援の推進

(1) 社会参加への支援

【現状・課題】

社会参加の機会の充実とともに、社会参加をするために必要な移動や情報提供等の側面からの支援の充実に努めてきました。

生涯学習、文化・スポーツ活動等の体制を充実することは、本人の生きがいや社会参加の促進につながります。障がい者と障がい者でない者が相互の理解を深めるとともに、障がい者の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

また継続して、多様な交流機会づくりに努め、障がい者の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

～ アンケートおよびヒアリングから ～

- 現在、障害福祉サービス、障害児通所給付または地域生活支援事業で受けているサービスとして「移動支援」の割合が24.6%と最も高くなっている。(市民アンケート)
- 普段の外出の割合をみると、「ほぼ毎日」の割合が58.3%と最も高く、また外出の時困ることについて「健康や体力面で不安がある、疲れやすいこと」「他人とのコミュニケーションがむずかしいこと」「電車やバスなどの利用がむずかしいこと」が上位に挙がっている。(市民アンケート)
- 普段の外出の目的は、「買い物などの日常的な用事のため」の割合が65.3%と最も高く、次いで「病院での診察やデイケアに行くため」の割合が63.0%、「趣味の活動やスポーツのため」が20.1%となっている。(市民アンケート)
- 障がい者への支援を充足させるために、必要な取り組みや配慮について、「地域との交流等障害者の社会参加への支援体制の充実」といった取組が求められている。(事業所ヒアリング)
- 障がい者と障がい者でない者が交流できる場等が求められている。(団体ヒアリング)

【今後の方向性】

障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し、生きがいのある暮らしを送ることができるよう、外出の際の移動等を支援する等、文化芸術活動やスポーツ、レクリエーションに親しむことができる環境の整備等を推進します。

また、障がい者の社会参画を促進するため、障がい者理解に向けた取組を進めます。

① 活動の機会の確保

障がい者が積極的に社会参加できる機会を提供することで、豊かで充実した生活を送ることができるよう支援します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
意思疎通支援を行う者の派遣事業（再掲）	聴覚、音声または言語機能障がい者等の意思疎通の円滑化を図るため、専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者および要約筆記者を派遣します。
自発的活動(ピアサポート)の支援	障がい者やその家族同士が当事者として、お互いの悩みを共有し、お互いの体験や経験を基に語り合い、課題解決に向け協働的にサポートを行う取組（ピアサポート）を支援し充実を図ります。
外出支援の充実	移動支援や同行援護、行動援護等の障害福祉サービスの利用により外出ができ、障がい者が社会参加できるよう支援します。
情報提供の充実	スポーツ・文化活動のイベント等開催にあたっては、障がい者が利用しやすいよう情報発信を工夫します。
福祉有償運送の適切な運営	社会福祉法人やNPO法人等の非営利法人が主体となり、外出に介護が必要で公共交通機関を利用して移動することが困難な障がい者のために、通院・通所等の外出をサポートする福祉有償運送事業について、隣接市と共同で運営協議会を設置し、適切にその運営が図られるよう、必要な事項の協議を行い、指導・助言を行います。
地域における取組（再掲）	共生社会の実現のため、障がい福祉に関する出前講座のほか、障がい当事者や家族、支援者を交えた講演会等、障がい者への理解に向けた取組を推進します。

② スポーツ・文化活動等の推進

身近な地域で積極的・継続的にスポーツに親しめるよう、機会の一層の充実を図るとともに、運動を通して障がい者と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくり活動を支援します。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
障がい者スポーツ活動推進事業	障がい者を対象とした体育館開放、屋内温水プール開放を実施し、スポーツをはじめのきっかけを提供します。また、市内体育施設使用料および利用料金に障がい者料金を設定するとともに、障がい者用スポーツ用品を購入し貸し出す等、スポーツ環境を整備し、障がい者のスポーツ活動の促進につなげます。
福祉センター事業（再掲）	福祉センターにおいて各種教室を開催し、障がいの有無を越えた交流の場を提供するとともに、障がい者の自立および社会参加を促進します。
スポーツ大会・作品展への参加促進	奈良県障害者スポーツ協会が開催するスポーツ大会や県が開催する作品展等への協力や周知・広報を行います。

(2) 就労支援の充実

【現状・課題】

障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができるよう、関係機関との連携や啓発のほか、職場定着のための支援を推進してきました。また、生駒山麓公園等の市所有施設における就労支援体制の充実や就労支援施設からの優先的調達の拡大、職場体験の受け入れ等に総合的に取り組むことにより、市内における多様な就労の場の確保に努めてきました。

障がい者の雇用促進、就労定着に向け、障がいや障がい者への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいくことが必要です。

また、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における受注拡大への取組等が必要となっています。

～ アンケートおよびヒアリングから ～

- 日常生活において、現在の困っていることについては、「本人の収入が十分でないこと」が30.6%と2番目に高くなっており、将来の心配については、57.6%と最も高くなっている。(市民アンケート)
- 収入を得る仕事を継続もしくは今後したいかについて、「今の仕事を続けたい」の割合が36.2%と最も高く、次いで「今のところわからない」の割合が14.9%、「仕事はしたくない、もしくはできない」の割合が12.7%になっている。(市民アンケート)
- 障がい者の就労支援としてどのようなことが必要だと思うことでは、「職場の上司や同僚に障がいに対する理解があること」の割合が50.9%と最も高くなっている。(市民アンケート)
- 職場においてコミュニケーションのための手話通訳の環境整備が求められている。(団体ヒアリング)

【今後の方向性】

障がい者が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、一般就労や就労先への定着に向けた支援に取り組みます。

また、特性や能力に応じて、多様な働き方ができるように、農福連携事業の推進等、就労の場の確保を図ります。

さらに、福祉施設等において生産活動を行う福祉的就労の充実を図り、障がい者の就労に対する地域の理解を促進するため、「障がい者働く応援プログラムいこま」についても継続して取り組み、多様な就労の場の確保に努めます。

① 多様な働き方の支援

障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就くことができるよう、ハローワーク等関係機関との連携や啓発活動の強化のほか、職場環境の改善、職場定着のための支援を推進します。

一般企業における就労だけでなく、企業等での就労が困難な障がい者に対する福祉的就労について、生駒山麓公園等の市所有施設における就労支援体制の充実や農業分野との連携、就労支援施設からの優先的調達の拡大等に総合的に取り組むことにより、市内における多様な就労の場の確保に努めます。

【 主な取り組み 】

事業名	事業概要
雇用を促進するための啓発活動の推進	障がい者の雇用に関する理解と認識を深めるための啓発を行うとともに、ハローワーク等との連携のもと、企業に対し、障がい者雇用に対する助成制度等の利用について、啓発を図ります。また、障がい者の就労支援の一環として、職場体験の受入れ事業所の拡大に向けて理解と啓発に努めます。
相談窓口の利用促進・情報提供の推進	ハローワーク等の就業相談事業についての利用促進を図るとともに、「障がい者生活支援センター」や「障害者就業・生活支援センター」、「障害者職業センター」および各種相談支援事業所との連携を図ります。
就労定着支援（再掲）	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、相談を通じて課題の把握およびその解決に向けた支援を行い、必要に応じて企業や関係機関等との連絡調整を行います。
就労移行支援（再掲）	就労を希望する障がい者に対して、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）（再掲）	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（B型）（再掲）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。
農福連携の推進	農業・福祉分野が、農作業の担い手確保や遊休農地の活用、障がい者の職域の拡大や工賃の上昇等、双方の課題解決に向けて連携する農福連携の取組を推進します。
福祉的就労の充実	一般企業だけではなく、障がい者がその希望や特性に応じてさまざまな働き方を選択できるよう、生駒山麓公園等の市所有施設における就労支援体制の充実に努めます。また、北部地域へ障がい福祉事業所の誘致を推進します。

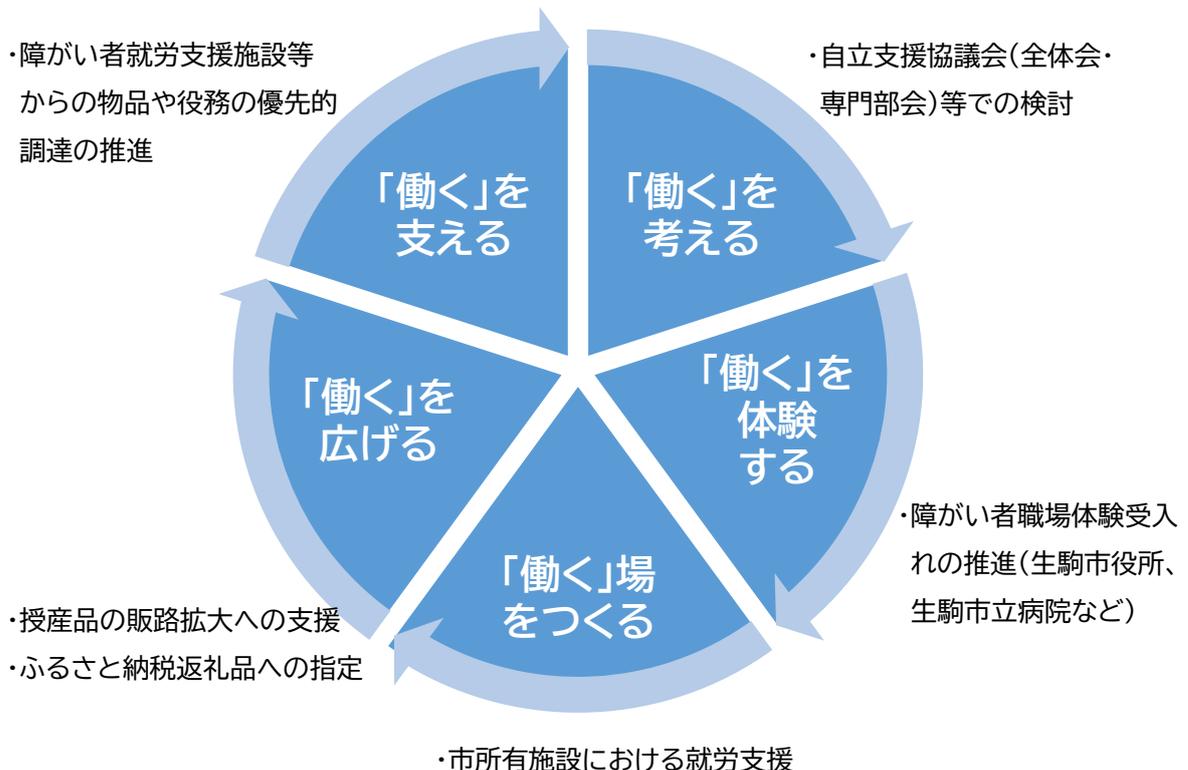
② 「障がい者働く応援プログラムいこま」の推進

本市がこれまでに取り組んでいる「障がい者働く応援プログラムいこま」は、障がい者の就労に向けた円滑で一体的な支援を推進しています。今後もこの取組による障がい者の就労機会の創出を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
障がい者職場体験受入れの推進	障がい者が「働く」ことを具体的にイメージできるよう、特別支援学校や就労支援事業所、「障害者就業・生活支援センター」等の関係機関との連携のもと、実体験の場として本市において職場体験の受入れを積極的に行うとともに、民間企業の受入れ拡大を目指します。
授産品販路拡大への支援	市内の障がい者施設で作られた授産品の販売拡大に向けて、公共施設における販売スペースの確保等、販路拡大に向けた支援を行います。
障がい者就労支援施設等からの物品や役務の優先的調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、市役所における物品の購入および役務の発注について情報発信を行うとともに、全庁的に障がい者就労支援施設等からの調達の推進等を図ります。また、障がい者就労支援施設等からの物品および役務の調達の目標等を定めた「生駒市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針」や実績を毎年度公表します。

「障がい者働く応援プログラムいこま」のイメージ



Ⅰ 成果目標および実現に向けた取組

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の成果目標について、国の基本指針※を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

※成果目標の設定にあたっての国の基本指針については、㊦と表示しています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末時点の施設入所者数については、58人(㊦令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減)を目指します。また、令和5年度末までの地域生活移行者数については、4人(㊦令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上削減)を目指します。

市役所障がい福祉課窓口や生活支援センターの相談支援機能を強化するとともに、自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホーム等の「住まいの場」や生活介護、就労移行支援や就労継続支援等の「日中活動の場」の整備に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を目指します。

システムの構築にあたっては、障がい福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障がい者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として障がい者地域自立支援協議会等を活用し、検討を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の充実

地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを目指します。

障がい者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、居住支援の機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討にあたっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、障がい者地域自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

令和5年度までの一般就労移行者数については、27人（㊦令和元年度実績の1.27倍以上）を目指します。また、就労移行支援における一般就労移行者数が17人（㊦令和元年度実績の1.30倍以上）、就労継続支援A型における一般就労移行者数が7人（㊦令和元年度実績の概ね1.26倍以上）、就労継続支援B型における一般就労移行者数が3人（㊦令和元年度実績の概ね1.23倍以上）を目指します。さらに、令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人の就労定着支援事業の利用者数については、19人（㊦令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割）、令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率については、国の基本指針のとおり、就労定着率が8割以上の市内の就労定着支援事業所が全体の7割以上となるよう目指します。

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充および雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着までの支援を行います。

また、障がい者就労支援施設等からの物品等の優先調達や障がい者の工賃向上の取組等を進めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障がい者数の増加が続き、相談内容についても複雑化し、専門性の高い対応や多様なニーズへの対応が求められることから、相談体制の充実を図る必要があります。

関係機関との連携を強化し、重層的に切れ目のない相談支援を行うとともに、専門職員の配置を検討する等、質の向上を図ります。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

県が実施する障害福祉サービス等にかかる研修について、職員へ参加を促します。

また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有します。

さらに、県等と協力して、指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者等に対する指導、研修等を適正に実施します。

2 障害福祉サービスの見込量

成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量を定めます。

(1) 訪問系サービス（サービスの概要についてはP31参照）

① 必要な量の見込み

各年度3月期

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	127	118	118	119	119	120
	時間	2,373	2,423	2,451	2,500	2,550	2,601
重度訪問介護	人	4	4	4	5	5	5
	時間	589	684	591	694	816	816
同行援護	人	20	19	20	20	20	20
	時間	364	304	294	294	295	295
行動援護	人	62	55	49	50	50	51
	時間	741	817	716	817	835	853
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※令和2年度は推計

② 見込量確保の方策

- ニーズの増大にあわせ、多様な事業所の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行う等相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業所に対して指導、研修等を実施し、事業所の運営の適正化を図ります。
- 日常生活を営むのに支障がある障がい者等が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。
- 重度障害者等包括支援サービスは、サービスの特性上、対象者が限られ利用実績はありませんが、今後のニーズに応じて適切なサービス提供を行います。

(2) 日中活動系サービス（サービスの概要についてはP31～P32参照）

① 必要な量の見込み

各年度3月期

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	249	253	253	257	262	267
	人日	4,435	4,740	4,727	4,782	4,838	4,894
自立訓練 (機能訓練)	人	1	1	1	1	1	1
	人日	18	10	20	17	17	17
宿泊型自立訓練	人	2	2	2	3	3	3
	人日	62	61	62	93	93	93
自立訓練 (生活訓練)	人	9	9	9	11	11	12
	人日	128	131	129	163	163	178
就労移行支援	人	23	21	21	21	21	22
	人日	377	319	367	375	384	393
就労継続支援 (A型)	人	45	41	48	50	53	55
	人日	864	849	941	950	988	1,026
就労継続支援 (B型)	人	125	135	131	135	145	155
	人日	1,850	2,091	1,974	2,098	2,230	2,370
就労定着支援	人	5	7	10	10	15	20
療養介護	人	14	13	13	13	13	14
短期入所	人	60	47	37	50	60	62
	人日	287	223	187	250	300	310

※人日とは、「人数×日数」の意味で、延べ日数を示しています。

※令和2年度は推計

② 見込量確保の方策

- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がい者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護サービスの充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業所に対して指導、研修等を実施し、事業所の運営の適正化を図ります。
- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、事業所等に対してニーズの情報提供に努め、サービス提供体制の確保を図ります。
- 就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者が就労の定着ができるよう支援の充実を図ります。

(3) 居住系サービス（サービスの概要についてはP33～P34参照）

① 必要な量の見込み

各年度3月期

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	45	59	60	62	64	66
施設入所支援	人	59	59	58	58	58	58
自立生活援助	人	0	0	0	0	1	1

※令和2年度は推計

② 見込量確保の方策

- 障がい者のニーズに応じて、グループホーム等の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援および地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。
- グループホーム等の充実を進めるにあたり、障がい者に対する誤解・偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への啓発を図ります。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

(サービスの概要についてはP39参照)

① 必要な量の見込み

各年度3月期

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	107	123	110	114	118	122
地域移行支援	人	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は推計

② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図ります。
- 市役所障がい福祉課窓口や生活支援センターにおいて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。エンパワーメントの観点から、申請者自身が計画の作成(セルフプラン)を希望される場合についても、作成支援や助言を行い、サービスの適正な利用につなげます。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を検討します。

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	人	300	249	183	260	280	300
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	2
要約筆記者派遣事業	人	38	34	24	38	39	40

※令和2年度は推計

② 見込量確保の方策

- 手話通訳者や要約筆記者等の有資格者を増やすために、手話通訳・点訳・要約筆記等のボランティアを育成するための講座を実施します。

(2) 日常生活用具給付等事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	件	2,174	2,321	2,454	2,752	2,696	2,826

※令和2年度は推計

② 見込量確保の方策

- 日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知および情報提供に努めます。

(3) 手話奉仕員養成研修事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	開催回数	44	44	20	44	44	44

※令和2年度は推計

② 見込量確保の方策

- 手話奉仕員(ボランティア)等の育成のための講習会を継続して実施する等、必要な人材の育成に努めます。

(4) 移動支援事業

① 必要な量の見込み

各年度3月期

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	人	114	91	82	114	114	114
	時間	1,123	916	759	1,123	1,123	1,123

※令和2年度は推計

② 見込量確保の方策

- 利用者の状況やニーズに応じて、移動支援の充実に努め、サービス提供体制の確保を図ります。

(5) 地域活動支援センター事業

① 必要な量の見込み

各年度実人員

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	人	83	81	81	81	82	82

※令和2年度は推計

② 見込量確保の方策

- 障がい者の創作的活動および地域交流の場として、内容の充実を図ります。
- 精神障がい者のピア支援者を養成し、支援者が自らの経験に基づいて当事者および家族の相談相手となったり、情報提供を行ったりする機会の提供に努めます。

(6) その他の事業

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活支援							
日中一時支援事業	人	99	72	69	70	72	74
	人日	351	325	310	315	325	333
訪問入浴サービス事業	人	1	1	1	1	1	1
福祉ホーム	人日	22	23	23	24	24	24
生活支援センターの設置委託	箇所	4	4	4	4	4	4
社会参加							
声の広報等の発行	件	313	228	204	216	216	216
自動車運転免許取得費助成事業	件	1	1	1	1	1	1
自動車改造費助成事業	件	2	2	3	3	3	3

※日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、福祉ホームについては、各年度3月期

※令和2年度は推計

② 見込量確保の方策

- 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案し、適切な事業所等を選定しつつ、事業を必要とする人へサービス提供体制の充実を図ります。

4 その他の事業の見込量

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補装具費の支給	件	198	177	171	192	200	200
小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業	件	1	2	2	3	3	3
難聴児補聴器購入費助成事業	件	0	2	3	3	3	3

※令和2年度は推計

② 見込量確保の方策

- 事業を必要とする人に対し、制度内容の周知を行います。
- ニーズに応じて、サービス提供体制の充実を図ります。

Ⅰ 成果目標および実現に向けた取組

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指します。また、市または圏域で、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所1か所（㊟市町村または圏域に少なくとも1か所以上）、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所1か所（㊟市町村または圏域に少なくとも1か所以上）の確保や、医療的ケア児支援のための協議の場の設置、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

さらに、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加していくため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携に努めます。

(2) こどもの発達を支援する取り組みの展開

発達に不安のあるこどもに対して、早期発見、療育支援、家族支援、教育支援等を行い、切れ目のない支援が十分に図れるよう努めます。

① 早期発見の促進

早期発見・早期対応ができるよう、職員や関係者等の発達状況を見極めるスキルの向上に努めるとともに、早期支援に結びつくよう、関係機関との連携強化を行います。

また、早期支援を行うために、保護者の不安に寄り添う相談体制の充実に努めます。

② 療育支援の充実

こどもの障がいの状態および発達の過程・特性等に十分配慮しながら、専門的な療育を提供するとともに、福祉サービスの充実を図ります。

③ 家族支援の充実

障がい者や、その生活を支える家族に対して、経済的支援を行うとともに、必要なサービスの利用につながるよう、多様な手段を活用した情報提供に取り組みます。

④ 教育支援の充実

多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させるとともに、学校教職員等に対して、障がいへの一層の理解促進や知識・技術の向上に向けた取組を推進します。

2 障害児福祉サービスの見込量

成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量を定めます。(サービスの概要についてはP24・P39参照)

① 必要な量の見込み

各年度3月期

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	214	214	184	214	214	214
	人日	1,406	1,410	1,059	1,410	1,410	1,410
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	230	256	261	291	324	361
	人日	2,464	2,626	2,541	2,788	3,060	3,358
保育所等訪問支援	人	0	0	5	6	7	10
	人日	0	0	10	12	14	20
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	1	1	1	2
	人日	0	0	3	5	5	10
障害児相談支援	人	99	109	127	141	156	173

※令和2年度は推計

② 見込量確保の方策

- 今後もサービスに対するニーズが増大していくことが見込まれるため、必要量が図れるよう体制整備を目指します。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を目指します。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業所に対して指導、研修等を実施し、事業所の運営の適正化を図ります。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、たけまるノートの活用を推進する等、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- 市役所障がい福祉課窓口や生活支援センターにおいて、障害児支援利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言を行います。エンパワーメントの観点から、申請者自身が計画の作成(セルフプラン)を希望される場合についても、作成支援や助言を行い、サービスの適正な利用につなげます。
- 医療型児童発達支援サービスは、その特性上、対象者が限られるため、利用実績はありませんが、今後のニーズに応じて適切なサービス提供を行います。

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、市民の協力が得られるよう働きかけるとともに、地域組織等や、当事者団体との連携を強化し、市民、地域、行政の三者協働による施策の展開を目指します。

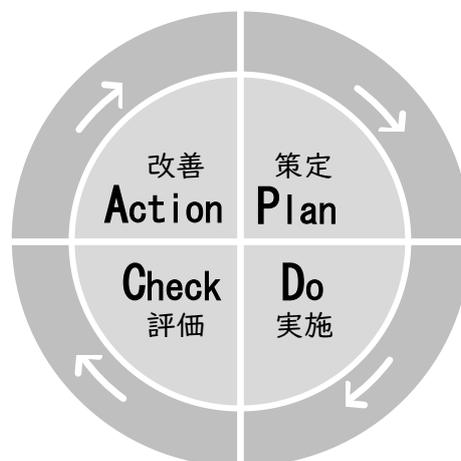
また、障がい者に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健・医療・教育等広範な分野にわたるため、関連する担当課や関係機関との相互連携のみならず、県や関係自治体とも協力し合い、本計画を推進します。

さらに、広報やホームページ等を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策を計画的に推進するため、生駒市障がい者地域自立支援協議会において、計画の進行管理を進めることを目的として、毎年度、進捗状況について点検・評価を行い、意見を聞くとともに、PDCAサイクルによって計画の進行管理を行います。

PDCAサイクルのイメージ



Ⅰ 生駒市障がい者地域自立支援協議会 委員名簿

(令和2年10月21日現在)

役職	委員名	所属	分野
会長	梅川 智三郎	一般社団法人生駒市医師会 医師	保健・福祉・医療・教育又は雇用に関する職種に従事する者
副会長	神 澤 創	帝塚山大学 心理学部教授	学識経験者
委員	関谷 多摩恵	社会福祉法人いこま福祉会 理事長	指定相談支援事業者関係者 障害福祉サービス事業者の代表者
委員	辻村 泰範	社会福祉法人宝山寺福祉事業団 理事長	指定相談支援事業者関係者 障害福祉サービス事業者の代表者
委員	松村 和泉	特定非営利活動法人あけび 理事長	指定相談支援事業者関係者 障害福祉サービス事業者の代表者
委員	伊藤 竹男	生駒市身体障害者福祉会 会長	障がい関係団体の代表者
委員	安田 まゆみ	生駒市障がい児・者を守る連合会 生駒市手をつなぐ育成会 会長	
委員	種子田 恵子	精神障害者地域家族会 ひだまり家族会 副会長	
委員	山本 興一	生駒市聴覚障害者協会 事務局長	
委員	古川 博子	生駒市難聴者福祉協会 会長	
委員	世良 桂子	生駒市肢体不自由児・者父母の会 会長	
委員	中尾 初美	生駒市民生委員・児童委員連合会 理事	
委員	平尾 嘉宏	生駒市社会福祉協議会 常務理事	生駒市社会福祉協議会 代表者

(順不同 敬称略)

2 第6期生駒市障がい者福祉計画策定経緯

日付	名称	内容
令和2年7月8日	第1回生駒市障がい者地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・生駒市の障がい福祉の動向について ・第5期生駒市障がい者福祉計画の評価について ・令和元年度生駒市福祉センター指定管理事業の評価について ・令和2年度生駒市の障がい者福祉の取り組みについて
7月8日～ 7月24日	市民アンケートの実施	・第6期障がい者福祉計画に関する市民アンケート
8月12日～ 9月30日	発達に不安のある子・保護者向けアンケートの実施	・第6期障がい者福祉計画に関する発達に不安のある子・保護者向けアンケート
10月21日	第2回生駒市障がい者地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期障がい者福祉計画の背景や計画の位置づけについて ・本市の現状について ・第6期計画に向けた課題のポイントについて ・計画の全体構成・体系・骨子について
11月20日	第3回生駒市障がい者地域自立支援協議会	・第6期生駒市障がい者福祉計画(案)について
12月10日	令和2年12月生駒市議会	・厚生消防委員会で計画(案)の説明
12月16日～ 令和3年1月15日	パブリックコメント実施	・計画案のパブリックコメント実施(31日間)
2月17日	第4回生駒市障がい者地域自立支援協議会	・パブリックコメントの実施結果について

3月15日	令和3年3月生駒市議会	・厚生消防委員会で計画の説明
4月1日～		・第6期生駒市障がい者福祉計画対象期間開始

3 生駒市障がい者地域自立支援協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という）第89条の3第1項に基づき、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、生駒市障がい者地域自立支援協議会（以下、「協議会」という）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者等の課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域ネットワーク構築等に向けた協議に関する事
- (2) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事
- (3) 障がい者福祉計画に係る助言や進捗状況の把握に関する事
- (4) 相談支援事業者の運営評価等に関する事
- (5) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関する事
- (6) 障がい者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する事
- (7) その他協議会において必要と認める事

(構成)

第4条 委員は次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・福祉・医療・教育または雇用に関連する職種に従事する者
- (3) 障害福祉サービス事業者の代表者
- (4) 指定相談支援事業者関係者
- (5) 障がい関係団体の代表者
- (6) 生駒市民生児童委員代表者
- (7) 生駒市社会福祉協議会代表者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任はさまたげない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(担当者会)

第7条 第3条に規定する所掌事項について協議し、その取扱いを調整するため、協議会に担当者会を置く。

2 担当者会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(専門部会)

第8条 第3条に規定する所掌事項について必要な資料の収集、調査及び研修を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に選任された委員の任期は、第5条の規定に関わらず2年8ヶ月とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第6期生駒市障がい者福祉計画

令和3年3月

発行：生駒市 福祉健康部 障がい福祉課

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号

電話：0743-74-1111

FAX：0743-74-1600